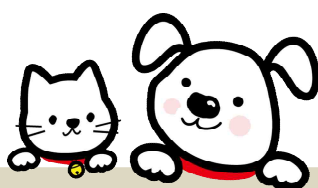


# 引取りを求める前に お願いです。 飼い始めたときのことを思い出してもらえませんか

飼い主には社会のルールやマナーを守り、様々な責任を果たすことが求められるとともに、その命を終えるまで飼い続ける責任があります。

もういちど、ペットとの絆を結びなおすことを考えてください。それでも、どうしても難しい場合は、まず自ら責任を持って新たな飼い主を探す取り組みをおこなってください。



## 新しい飼い主探しの方法

### ■ 友人、知人、親戚に聞いてみる

身近な人の中で犬や猫を欲しがっている人を探しましょう。他にも思い当たる人がいたら連絡をいただくよう頼みましょう。

### ■ ポスターを貼る

商店街、スーパー、銀行、郵便局、動物病院の掲示板などをお願いしてみましょう。

### ■ 新聞、タウン情報誌、地元のミニコミ紙の広告等を利用する

新聞を利用する方が多いです（有料です）。

### ■ 譲渡会などに参加する

動物愛護団体によっては定期的に譲渡会を開いている所もあります。

### ■ インターネットの情報サイトを利用する

インターネットには新しい飼い主探しのサイトが多数あります。これらのサイトに登録しましょう（サイトによって掲載条件があります）。

県民の方が直接新しい飼い主を探すための情報を掲載するウェブページを設けています。  
インターネットでお申し込みください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/243867.htm>



## 迷子の犬や猫を保護していただいている方へ

飼われていたと思われる迷い犬猫を県内で保護し、本来の飼い主さんを探している方が情報を掲載するウェブページを設けています。インターネットでお申し込みください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/243905.htm>



※情報提供の際のお願い

- 保護した場所を所管する保健所（生活環境事務所、総合事務所生活環境局）への連絡と、警察署のおとしもの係に拾得物の連絡をしておいてください。
- 画像をご提供ください。



## 飼っているペットを捜している方へ

飼っていた犬猫が迷子・行方不明になり捜している方が情報を掲載するウェブページを設けています。インターネットでお申し込みください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/243905.htm>



※情報提供の際のお願い

- 保護した場所を所管する保健所（生活環境事務所、総合事務所生活環境局）への連絡と、警察署のおとしもの係に遺失物の連絡をしておいてください。
- 画像をご提供ください。



### もし迷子にさせてしまったら

- すぐに家の周辺を探す！近所の人に見かけていないか聞いてみる。近所の人に見かけたら連絡をもらうようお願いする。
- 保健所や最寄りの警察、市町村役場へ問い合わせる。
- 鳥取県ホームページの「動物保護公示情報」を確認する。
- 人の集まるところに、写真入りのポスターを貼る。
- 付近の道路の道路管理者に問い合わせる。（残念ながら交通事故にあって死亡した場合は、道路管理者（国、県、市町村）が収容している場合もあります。）